

○香川県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進条例

(平成十七年十月十一日香川県条例第五十二号)

改正 平成十八・十二・二十二県条例第七十二号、平成十九・十・九県条例第六十六号

香川県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進条例をここに公布する。

香川県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進条例

目次

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 互いが支え合う地域社会づくり（第七条—第十三条）

第三章 安全・安心を支える地域環境づくり

第一節 児童等の安全の確保（第十四条・第十五条）

第二節 防犯性の向上に配慮した環境の整備（第十六条—第二十条）

第四章 雑則（第二十一条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、街頭、住居その他の県民が日常生活を営む場における犯罪を防止するためには、県民、事業者又はこれらの者が組織する団体（以下「県民等」という。）が地域社会において相互に連携し、及び協力しながら、これらの犯罪の防止に積極的に取り組むことが重要であることにかんがみ、県民等による犯罪の防止のための自主的な活動の推進、犯罪の防止に配慮した環境の整備その他の犯罪のない安全で安心なまちづくり（以下「安全・安心まちづくり」という。）に関し、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、必要な施策の基本的事項を定めることにより、安全・安心まちづくりを推進し、もって県民、観光旅行者等すべての人が安全に、かつ、安心して暮らし、又は滞在することができる社会の実現を図ることを目的とする。

（基本理念）

第二条 安全・安心まちづくりは、自主自立の精神及び相互扶助の精神に支えられた良好な地域社会の形成が必要であるという基本的認識の下に推進されなければならない。

2 安全・安心まちづくりは、県民等による犯罪の防止のための自主的な活動と犯罪の防止に配慮した環境の整備とが一体的かつ有機的に実施されるよう推進されなければならない。

3 安全・安心まちづくりは、県及び市町、県民並びに事業者がそれぞれの役割を適切に分担し、相互の連携及び協力の下に推進されなければならない。

（県の責務）

第三条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、安全・安心まちづくりに関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 県は、前項の施策の実施に当たっては、国及び市町との連絡調整を緊密に行うものとする。

(県民の責務)

第四条 県民は、安全・安心まちづくりについての関心及び理解を深め、日常生活における安全の確保に自ら努めるとともに、安全・安心まちづくりに積極的に取り組むよう努めるものとする。

2 県民は、県がこの条例に基づき実施する安全・安心まちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第五条 事業者は、その所有し、又は管理する施設及び事業活動に関し、安全の確保に自ら努めるとともに、安全・安心まちづくりに積極的に取り組むよう努めるものとする。

2 事業者は、県がこの条例に基づき実施する安全・安心まちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第六条 県は、安全・安心まちづくりを推進するため、県及び市町、県民、事業者並びに関係団体が意見を交換し、並びに相互に連携し、及び協力することができる体制を整備するものとする。

第二章 互いが支え合う地域社会づくり

(地域社会における連携等)

第七条 県民は、地域社会において相互に連携し、及び協力する関係が安全・安心まちづくりに寄与するものであることを踏まえ、良好な地域社会の形成に努めるとともに、児童、生徒、幼児、高齢者等が犯罪による被害を受けないよう配慮に努めるものとする。

2 県民は、児童、生徒、幼児、高齢者等が犯罪による被害を受けていると認められる場合又は受けるおそれが明らかであると認められる場合には、警察官への通報、避難誘導その他の適切な措置をとるよう努めるものとする。

(広報及び啓発)

第八条 県は、安全・安心まちづくりについての県民の関心及び理解を深めるため、必要な広報活動及び啓発活動を行うものとする。

2 安全・安心まちづくりを推進するため、安全・安心まちづくり旬間を設け、その期間は、十月十一日から同月二十日までとする。

3 県は、安全・安心まちづくり旬間には、その趣旨にふさわしい活動を行うものとする。

(市町に対する支援)

第九条 県は、安全・安心まちづくりの推進における市町の役割の重要性にかんがみ、市町が行う安全・安心まちづくりに関する施策の実施について、市町に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(情報の提供)

第十条 県は、県民等が適切かつ効果的に安全・安心まちづくりに関する自主的な活動を推進することができるよう、必要な情報の提供を行うものとする。

2 警察署長は、その管轄区域において県民等が地域の実情に応じた安全・安心まちづくりに関する

自主的な活動を推進することができるよう、当該区域における犯罪の発生状況等の必要な情報の提供を行うものとする。

(県民等に対する支援)

第十一条 県は、県民等が行う安全・安心まちづくりに関する自主的な活動を促進するための助言その他の必要な支援を行うものとする。

(観光旅行者等の安全の確保)

第十二条 県は、観光に関する事業を営む者と連携して、観光旅行者等の安全を確保するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 県民は、観光旅行者等が安心して滞在することができるよう配慮に努めるものとする。

(犯罪被害者等に対する支援)

第十三条 県は、犯罪による被害を受けた者及びその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」という。）の平穏な生活を確保するため、市町及び犯罪被害者等を支援する活動を行う民間の団体と連携して、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

2 県民は、良好な地域社会の形成には、犯罪被害者等の平穏な生活の確保が必要であることについての理解を深め、前項の規定に基づき県が行う支援に協力するよう努めるものとする。

第三章 安全・安心を支える地域環境づくり

第一節 児童等の安全の確保

(学校等における児童等の安全の確保)

第十四条 県は、児童、生徒、幼児等（以下「児童等」という。）が犯罪による被害を受けないようにするための教育を充実するよう努めるものとする。

2 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（大学を除く。）、同法第八十二条の二第二百二十四条に規定する専修学校の高等課程若しくは同法第八十三条第三十四条第一項に規定する各種学校で児童等に対して学校教育に類する教育を行うもの又は児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設（以下「学校等」という。）を設置し、又は管理する者（以下「学校等の設置者等」という。）は、次項に規定する指針に基づき、当該学校等の施設内において、児童等の安全を確保するよう努めるものとする。

3 知事、教育委員会及び公安委員会は、共同して、学校等における児童等の安全の確保に関する指針を定めるものとする。

4 学校等の設置者等は、必要があると認めるときは、その所在地を管轄する警察署その他の関係機関の職員、児童等の保護者、地域における犯罪の防止に関する自主的な活動を行う者等の参加を求めて、当該学校等における安全対策を推進するための体制を整備し、児童等の安全を確保するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(通学路等における児童等の安全の確保)

第十五条 児童等が通学、通園等の用に供している道路又は日常的に利用している公園、広場等（以下「通学路等」という。）を管理する者、児童等の保護者、学校等の設置者等、地域住民及び通学路等の所在する地域を管轄する警察署長は、相互に連携して当該通学路等における児童等の安全を

確保するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第二節 防犯性の向上に配慮した環境の整備

(道路等の防犯性の向上)

第十六条 県は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する道路、公園、駐車場及び駐輪場（以下「道路等」という。）の普及に努めるものとする。

2 知事及び公安委員会は、共同して、道路等について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針を定めるものとする。

3 道路等を設置し、又は管理する者は、前項に規定する指針に基づき、当該道路等を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(住宅の防犯性の向上)

第十七条 県は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する住宅の普及に努めるものとする。

2 知事及び公安委員会は、共同して、住宅について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針を定めるものとする。

3 住宅を建築しようとする事業者及び共同住宅を所有し、又は管理する者は、前項に規定する指針に基づき、当該住宅を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(店舗等の防犯性の向上)

第十八条 銀行その他の金融機関で公安委員会規則で定めるもの及び深夜（午後十時から翌日の午前六時までの間をいう。）において営業する小売店舗その他の小売店舗で公安委員会規則で定めるものにおいて事業を営む者は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する店舗等の整備に努めるものとする。

(自動車等の防犯性の向上)

第十九条 自動車、原動機付自転車又は自転車（以下「自動車等」という。）の販売を業とする者は、犯罪の防止に配慮した構造及び設備を有する自動車等並びに犯罪を防止するための装置及び用具の普及に努めるものとする。

(自動販売機の防犯性の向上)

第二十条 自動販売機の販売を業とする者は、犯罪の防止に配慮した構造を有する自動販売機及び犯罪を防止するための装置の普及に努めるものとする。

2 自動販売機を設置し、又は管理する者は、前項に規定する自動販売機の設置その他の犯罪を防止するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第四章 雑則

(指針の策定手続等)

第二十一条 知事、教育委員会及び公安委員会は、第十四条第三項、第十六条第二項又は第十七条第二項に規定する指針（以下「指針」と総称する。）を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、市町長の意見を聴くとともに、県民及び事業者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

2 知事、教育委員会及び公安委員会は、指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成十八年十二月二十二日県条例第七十二号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成十九年十月九日県条例第六十六号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成 19 年 12 月 21 日県規則第 95 号で、同 19 年 12 月 26 日から施行）